

【静岡県賀茂郡松崎町】

端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	259	243	237	216	202
② 予備機を含む 整備上限台数	297	278			
③ 整備台数 (予備機除く)	0	243			
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	243			
⑤ 累積更新率	0.0%	100.0%	102.5%	112.5%	120.3%
⑥ 予備機整備台数	0	34			
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	34			
⑧ 予備機整備率	0	14.0%			

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

GIGA 第 1 期では令和 2 年度に 1 人 1 台端末を整備し、令和 3 年度から使用を開始した。

令和 2 年度に整備した端末は令和 7 年度で使用期間が 5 年を経過することから、GIGA 第 2 期では令和 7 年度に新端末を整備し、令和 8 年度から使用を開始する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：330 台

○処分方法

- ・再使用可能な旧端末は再使用する。(学校施設での使用 30 台、図書館等の学校外の施設での使用 200 台、その他再使用可能な旧端末は予備機として保管)
- ・再使用できない旧端末は小型家電リサイクル法の認定事業者により再使用・再資源化を委託する。

○端末のデータの消去方法

- ・再使用可能な旧端末は自治体の職員が行う。
- ・再使用できない旧端末は処分事業者へ委託する。

○スケジュール(予定)

令和 8 年 4 月 新規購入端末の使用開始

令和 10 年 6 月 処分事業者の選定

令和 10 年 8 月 再使用できない旧端末の処分事業者への引き渡し

○その他特記事項

- ・再使用できない旧端末は、処分時まで保管施設にて一時的に保管する。
- ・再使用可能な旧端末は、OS サポート期限までを目途に使用し、故障やサポート切れにより使用できなくなった段階で、小型家電リサイクル法の認定事業者に委託し処分する。